

市民利用施設及び市主催・共催のイベントの取扱いについて（案）

- 1 まん延防止等重点措置適用期間前の取扱い（令和3年4月19日（月）まで）
3月22日から4月18日までで行っている利用制限期間を、4月19日まで延長する。
- 2 まん延防止等重点措置適用期間中の取扱い（令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで）
感染予防対策を徹底することを条件として、市民利用施設は開館、市主催・共催のイベントは開催とし、細部については下記のとおりとする。
市ホームページ及び各施設などにおいてこの旨を速やかに明示し、市民への周知を徹底する。

利用時間 午後8時まで

利用制限 別紙「市民利用施設の利用制限について」のとおり

※既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合などの利用時間については除くこととする。その場合も、施設利用者や主催者等に対して、十分な感染症対策を実施することを要請するとともに、利用時間、利用制限に沿った利用を要請する。
また、カラオケ設備については、原則利用を禁止し、予約があるものについても利用を自粛するよう強く要請する。

- 3 まん延防止等重点措置適用期間後の取扱い（令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで）
上記「2」の利用時間を午後9時までとする。